

相模原市告示第91号

相模原都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月7日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類及び名称

- 相模原都市計画道路 3・1・2号橋本駅東通り線
- 3・3・7号橋本西通り線
- 3・4・19号橋本相原線
- 3・4・21号橋本駅氷川線
- 3・1・3号橋本駅南口駅前通り線
- 3・3・8号大西大通り線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 3・1・2号橋本駅東通り線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

相模原市緑区橋本二丁目地内

(2) 3・3・7号橋本西通り線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分
相模原市緑区橋本二丁目地内

(3) 3・4・19号橋本相原線

ア 追加する部分
なし

イ 削除する部分
なし

ウ 変更する部分
相模原市緑区西橋本三丁目及び西橋本四丁目地内

(4) 3・4・21号橋本駅氷川線

ア 追加する部分
相模原市緑区橋本一丁目及び橋本二丁目地内

イ 削除する部分
なし

ウ 変更する部分
相模原市緑区大山町地内

(5) 3・1・3号橋本駅南口駅前通り線

ア 追加する部分
相模原市緑区橋本二丁目地内

イ 削除する部分
なし

ウ 変更する部分
なし

(6) 3・3・8号大西大通り線

ア 追加する部分
相模原市緑区西橋本一丁目、西橋本二丁目及び西橋本三丁目地内

イ 削除する部分
なし

ウ 変更する部分
なし

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課